

広島市成年後見制度利用促進検討会議開催要綱

(目的)

第1条 本市における成年後見制度利用促進の検討を行うため、広島市成年後見制度利用促進検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(意見聴取等)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について意見聴取及び意見交換を行う。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。次号において「利用促進法」という。）第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (2) 利用促進法第14条第1項に規定する成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置に関すること。
- (3) その他成年後見制度の利用の促進を図るために必要であると認められること。

(構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験者及び関係団体等に属する者のうち、市長が依頼する者
- (2) 区役所厚生部の健康長寿課長及び保健福祉課長（各1名）

(座長等)

第4条 検討会議に、構成員の互選により座長を1名置く。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 検討会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、健康福祉局の高齢福祉部高齢福祉課並びに障害福祉部の障害福祉課、障害自立支援課及び精神保健福祉課に置く。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月8日から施行する。
- 2 広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会開催要綱（平成25年12月16日施行）は、廃止する。